

岐阜県公報

第 二 千 百 十 三 号
平 成 二 十 二 年 一 月 十 二 日

(火曜日)

目 次

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知	(治 山 課)	二二五
道路の区域変更	(道 路 維 持 課)	二二六
保安林の指定予定	(下 呂 農 林 事 務 所)	二二六

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請	(環 境 生 活 政 策 課)	二二七
指定自立支援医療機関の指定	(保 健 医 療 課)	二二七
指定自立支援医療機関の変更届出	(同)	二二七
指定自立支援医療機関の指定辞退	(同)	二二七
大規模小売店舗立地法による意見書に関する件	(商 業 流 通 課)	二二八

告 示

岐阜県告示第十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年一月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

- 一 高山市清見町池本字堀ノ上垣内一六三、一六七、一六八、一八〇の一、一八〇の二、二〇三、二二三から二三九まで、二四一、二五四から二五七まで、二六四、字くさら二六七から二七〇まで、字駄谷一三五、一三五二、一三五五、一三五八の六から一五八の二六まで、一五九、一六〇、一六三、一六四、一六五の二七、一六五の二八、一六五の三〇、一六五の三一、一六五の三七から一六五の九八まで、一六六、一六七、一七八の一、一三八の二、一三六九の一、一三六九の二、一三七〇から一三七二まで、字小元一三七六、字隠田一三七七、一三七八、字中島一三七九、一三八〇、字一ノ谷一三八一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

- 字堀ノ上垣内一六七、一六八、二五六、二五七、字駄谷一三五八の七、一三五八の二三、一三五八の四、一三六三、一三六五の三一、字隠田一三

七七、一三七八

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年一月十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間		区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
一般国道	二百五十六号	関市大字洞戸小瀬見字黒淵二四〇一番の一八地先から	同市大字同二四〇七番の一地先まで	前	三・七 一・八〇	一八九〇	
				後	八・二 一・五〇	一八九〇	

岐阜県告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年一月十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間		区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
県道	金 山 線	下呂市金山町菅田桐洞字向島四〇三六番二地先から	同市同町同丸野四一〇三番一地先まで	前	九・一 三・六九	二八・七	
				後	九・九 三・六九		

岐阜県告示第二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十二年一月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
下呂市小坂町大島字川サビ四一四の三六から四一四の四〇まで
- 二 指定の目的
落石の危険の防止
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。

公 示

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(二) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県下呂農林事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年一月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十一年十二月十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人花時計
- 三 代表者の氏名 岸 智津子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県美濃加茂市加茂野町加茂野五番地の九
- 五 定款に記載された目的 この法人は、岐阜県内の要援護老人及び心身に障害を持つ者とその家族に対して、身体的及び精神的支援活動に関する事業を行い、又子どもの健全育成に関する交流の場を持ち、お互いに支え合う地域社会の実現を図ることを目的とする。

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定

自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十二年一月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 定 日
ひがし調剤薬局	七 美濃加茂市本郷町九 一八 四	精神通院	平成三〇・一

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があつたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十二年一月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	変 更 日
ク 土野メンタルクリニック	岐阜市山吹町六 一九 二	精神通院	平成三〇・三・二

指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があつたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十二年一月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの
(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	辞 月 日 退
ジップドラッグ 川島	各務原市川島松原町字山神前四〇二一	精神通院	平成 三・三・三

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十二年一月十二日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十二年一月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 建物の名称及び所在地
エイデン高山店
高山市上岡本町七丁目九三 一 外
- 二 意見の概要
意見なし（届出事項 新設）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十二年一月十二日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十二年一月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 建物の名称及び所在地
エイデン可児今渡店
可児市今渡大門先八五六番地
- 二 意見の概要
意見なし（届出事項 変更）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十二年一月十二日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十二年一月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 建物の名称及び所在地
パロー根本店
多治見市根本町三丁目一〇二番地 外
- 二 意見の概要
意見なし（届出事項 変更）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十二年一月十二日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十二年一月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

(仮称) パロイ富加店

富加町大字羽生字山崎二二七二番四 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 変更)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十二年一月十二日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十二年一月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

三洋堂書店穂積店

瑞穂市馬場上光町三丁目一番地 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 新設)

平成二十二年一月十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社